

(本号の目次)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 令和元年(2019年)9月20日までに成立した,もしくは公布された法律
3. 9月の主な発刊書籍一覧(私法部門)
4. 9月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)
5. 発刊書籍の解説

(掲載判例INDEX) \* 「1. 法律雑誌等に掲載された主な判例」の要旨及び判決日又は決定日を掲載します。

(民事法)

【1】相続の開始後に認知によって相続人となった者が遺産の分割を請求しようとする場合,他の共同相続人が既に当該遺産の分割をしていたときは民法910条に基づき支払われるべき価額の算定の基礎となる遺産の価額は当該分割の対象とされた積極財産の価額であると判示(令和元年8月27日最高裁)

【2】高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付を行った後期高齢者医療広域連合は,当該給付により代位取得した不法行為に基づく損害賠償請求権に係る債務について本給付が行われた日の翌日からの遅延損害金の支払を求めると判示(令和元年9月6日最高裁)

【3】デパート商法で金員を詐取されたXが,詐欺に使われた携帯電話機を詐欺の実行者に貸与したY1社と代表取締役Y2に損害賠償請求した事案。Yらの故意を認めなかった原判決に対しXが控訴。本判決はYらの詐欺行為の幫助を認定し,詐取された金員等の支払を命じた(平成30年11月22日仙台高裁)

【4】韓国籍の被相続人の相続につき,韓国民法による法定相続人Yが,A家の三男としての権利を放棄する旨の確約書を提出したとして,別の子XがYの相続分不存在確認を求めたところ,本件確約は相続分の放棄とは認められないなどとして原告請求が棄却された事例(平成30年12月21日東京地裁)

【5】ネットによるFX取引を提供するXが,取引口座を提供した4名らとYが共謀して約款で禁止されている借名取引を行って利益を上げることによりXに損害を生じさせた旨主張し,利益相当額合計1100万6000円の支払等を求めたところ,Xの請求が全額認容された事例(平成30年3月20日東京地裁)

【6】地方公共団体Xが借上公営住宅の入居者Yに期間満了に伴い明渡請求をしたところ,Yは借受け時,期間満了時には明渡さなければならない旨の通知を受けず,当該通知が明渡請求の要件だとして争った。本判決は通知は明渡請求の要件ではないとしてXの請求を認容(平成30年10月17日神戸地裁)

【7】被相続人Aの貯金を払戻し領得したYに対し,共同相続人Xが法定相続分相当額の支払を求めた。YはXに多額の特別受益があるから具体的相続分の侵害はないとして争ったが,判決は,Yは遺産分割協議を経ず独占しXの準共有持分を不当に利得したとして法定相続分の支払を命じた(平成30年10月18日徳島地裁)

【8】XがY2社製(Y1社作成地図データを収録)カーナビのルート案内に従い車を運転したところ狭く草木がせり出して車に損傷が生じたとしてY1,Y2に修理費用等の損害賠償を請求。ルート案内は運転者の判断資料の一つにすぎないとして相当因果関係を否定してXの請求を棄却(平成30年12月4日福島地裁)

【9】XはYと住宅購入の売買契約を締結し手付金を支払ったが,Xは金融機関から正式審査の承認が得られなかったため解除権留保型のローン条項に基づき契約を解除し手付金返還を求めた。Yはローン条項の適用がない,解除権の行使は信義則に違反し無効として争ったが,Xの主張が認容された(平成31年1月9日東京地裁)

(知的財産)

【10】特許に係る発明の進歩性の有無に関し,当該発明が予測できない顕著な効果を有するか否かが争われている事案において,当該特許発明の効果が予測できない顕著なものであることを否定した原審の判断に違法があるとされた事例(令和元年8月27日最高裁)

【11】原告は鷹を表した図形部分と「KENKIKUCHI」の文字部分から構成された結合商標につき商標登録出願をしたが拒絶査定を受け,拒絶査定不服審判を請求したところ特許庁が不成立の審決をした。そのため原告は本件審決の取消を求めたが,その請求が棄却された事例(令和元年8月7日知財高裁)

【12】特許無効審判請求をした原告が,審判請求は成り立たない旨の審決の取消を求めた事案であって,サポート要件充足性について被告が説明責任を果たしていないこと等を主張したが原告の請求が棄却された事例(令和元年8月29日知財高裁)

【13】特許無効審判請求をした原告が、審判請求は成り立たない旨の審決の取消しを求めた事案であって、サポート要件充足性について被告が説明責任を果たしていないこと等を主張したが原告の請求が棄却された事例(令和元年9月19日知財高裁)

【14】被告がそうめん流し器「素麺物語」を販売等した行為に関し、原告は被告商品の意匠は原告の登録意匠に類似するもので、被告の行為は本件意匠権を侵害するとして被告商品の製造、販売の差止等を求めたところ、原告の請求が認容された事例(令和元年8月29日大阪地裁)

(民事手続)

【15】諫早湾干拓事業を行う国が、確定判決による強制執行の不許を求める請求異議訴訟において、共同漁業権から派生する漁業行使権に基づく開門請求権が消滅したことのみでは当該確定判決に対する請求異議事由とはならないとして原判決を破棄し差戻した(令和元年6月13日最高裁)

(刑事法)

【16】いわゆる大崎事件につき、O鑑定及びM・N鑑定の新証拠が無罪の証拠として第三次再審請求がなされ、鹿児島地裁が再審開始を決定、福岡高裁宮崎支部もその結論を支持したが、最高裁は原決定、原々判決の判断に違法があるとして再審請求を棄却した(令和元年6月25日最高裁)

【17】三鷹事件で刑が確定し再審請求していた亡Aの長男が再審請求を申立てた事案。Aを単独犯とする確定判決に対し、弁護士は犯人は複数いた可能性を指摘しB教授の鑑定書等を提出したが、無罪を言い渡すべき証拠とは認められないとして本件再審請求は棄却された(令和元年7月31日東京高裁)

(公法)

【18】破産管財人が消費者金融を営んでいた破産会社の過年度の決算を遡って減額修正し、法人税にかかる課税標準又は税額等につき各更正をすべき旨請求をしたが、更正の理由がない旨の各通知処分を受けたため同処分の取消等を請求し請求が認容された(平成30年10月19日大阪高裁)

(社会法)

【19】対象者が心神喪失状態等で重大な他害行為を行った者の入院決定を受けた約半年後、指定入院医療機関の管理者が退院許可を申し立てたが、原々審、原審が申立てを棄却したことから再抗告を申立てたところ、審理不尽の違法があるとしてこれを取消し差し戻した(平成29年12月25日最高裁)

【20】茶の製造販売事業者である原告は原材料の大部分が外国産ブレンド茶である商品の包装に日本産の如き記載及びイラストが表示されているとして、消費者庁長官から措置命令を受けたため、その取消しを求めたが、優良誤認表示に該当するとして措置命令は適法と判断(平成29年6月27日東京地裁)

【21】Y設置大学教授Xの同大学職員等に対する言動がセクハラに該当するとして免職とされ、Xがその地位確認等を請求したところ、免職以外の懲戒又は人事上の措置を講じるべきとして免職は無効と判断した事案(平成30年1月12日東京地裁)

【22】原告(労働組合)の組合員に対する残業、公休出勤、勤務時間変更の制限が不当労働行為に当たるとして原告がした救済の申立てを北海道労働委員会が棄却。これを違法と主張して原告が被告に対し当該命令の取消を求めたが、同請求が棄却された(平成30年12月14日札幌地裁)

【23】児童相談所長Aが事件本人Bの児童心理治療施設への入所を承認するよう求めた事案。実父C養母Dの虐待は認められないが、Bは感受性が極めて敏感で、他方C、DはBの恐怖や心的外傷を理解しないままBと接する可能性が高いとしてAの申立てを認容した(平成30年5月28日水戸家裁)

# 1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

## 【民事法】

### (1) 最三判令和元年8月27日 裁判所HP

平成30年(受)第1583号 遺産分割後の価額支払請求事件(上告棄却)

判決文: [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/889/088889\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/889/088889_hanrei.pdf)

(裁判要旨)

相続の開始後に認知によって相続人となった者が遺産の分割を請求しようとする場合において、他の共同相続人が既に当該遺産の分割をしていたときは、民法910条に基づき支払われるべき価額の算定の基礎となる遺産の価額は、当該分割の対象とされた積極財産の価額である。

(理由)

民法910条の規定は、相続の開始後に認知された者が遺産の分割を請求しようとする場合において、他の共同相続人が既にその分割その他の処分をしていたときには、当該分割等の効力を維持しつつ認知された者に価額の支払請求を認めることによって、他の共同相続人と認知された者との利害の調整を図るものである(最高裁平成26年(受)第1312号,第1313号同28年2月26日第二小法廷判決・民集70巻2号195頁)。

そうすると、同条に基づき支払われるべき価額は、当該分割等の対象とされた遺産の価額を基礎として算定するものが、当事者間の衡平の観点から相当である。そして、遺産の分割は、遺産のうち積極財産のみを対象とするものであって、消極財産である相続債務は、認知された者を含む各共同相続人に当然に承継され、遺産の分割の対象とならないものである。このことは、相続債務が他の共同相続人によって弁済された場合や、他の共同相続人間において相続債務の負担に関する合意がされた場合であっても、異なるものではない。

### (2) 最二判令和元年9月6日 裁判所HP

平成30年(受)第1730号 損害賠償請求事件(一部破棄差戻,一部上告棄却)

判決文: [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/903/088903\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/903/088903_hanrei.pdf)

(裁判要旨)

高齢者の医療の確保に関する法律(以下「法」という)による後期高齢者医療給付(以下「本給付」という。)を行った後期高齢者医療広域連合(以下「本連合」という。)は、当該給付により代位取得した不法行為に基づく損害賠償請求権に係る債務について、本給付が行われた日の翌日からの遅延損害金の支払を求めることができる。

(理由)

不法行為に基づく損害賠償債務は、損害の発生と同時に、何らの催告を要することなく、遅滞に陥るものである(最高裁昭和34年(オ)第117号同37年9月4日第三小法廷判決・民集16巻9号1834頁参照)。そして、本連合は、本給付の給付事由が第三者の行為によって生じた場合において、本給付を行ったときは、法58条により、その価額の限度において、被保険者が当該第三者に対して有する損害賠償請求権を代位取得し、当該損害賠償請求権は、本給付の都度、当然に本連合に移転するものである(最高裁平成6年(オ)第651号同10年9月10日第一小法廷判決・裁判集民事189号819頁参照)。

もっとも、上記の場合において行われる本給付は、被保険者が被る損害の元本を補する性格を有するものであり、損害の元本に対する遅延損害金を補するものではないと解されるところからすると、本連合は、本給付の価額の限度において被保険者の第三者に対する損害金元本の支払請求権を代位取得するものであって、損害金元本に対する遅延損害金の支払請求権を代位取得するものではないというべきである(最高裁平成21年(受)第1461号,第1462号同24年2月20日第一小法廷判決・民集66巻2号742頁参照)。

### (3) 仙台高判平成30年11月22日 判例時報2412号29頁

平成30年(ネ)第99号 損害賠償請求控訴事件 変更・請求一部認容(確定)

本件は、架空法人A社から女性とのデートの希望に応ずれば金銭が得られるという一種のデート商法の勧誘を受け、供託金等の名目により579万円余を騙し取られたXが詐欺行為に使用された携帯電話機を詐欺の実行行為者Bに貸与したY1社(電話通信機器の販売、レンタル等を目的とする会社)及びY1の代表取締役Y2に対し、Bとの共謀ないし故意・過失による幫助の不法行為に基づき損害賠償請求(被害金,慰謝料,弁護士費用)を求めた事案であり、原判決は、携帯電話機の貸与行為から直ちに携帯電話が犯罪に使用されることにつき認識認容があったとはいえないとしてYらの故意は認められない等の理由により請求を棄却したため、Xが控訴した。

本判決は、Y2は、貸与した電話機が犯罪に悪用されていることを警察からの指摘により知りながら、Y1の事務所ではなく公園でBと会い、物的証拠が残りにくい現金払い等の方法により電話機を貸与したこと等からYらには詐欺行為を助け、詐欺による被害が生ずることについて包括的かつ未必的な故意があったと認められ、仮に故意がなかった

としても過失があるとして詐欺行為の幫助を認定し、騙し取られた579万9000円と弁護士費用57万9900円の支払を認めた。慰謝料については損害と認めなかった。

#### (4) 東京地判平成28年12月21日 判例時報2410号58頁

平成27年(ワ)第1986号 相続分不存在確認請求事件(棄却(控訴))

韓国籍を有する被相続人の相続については、法の適用に関する通則法36条により大韓民国の法律(韓国民法)によるところ、法定相続人である子の一人(被告Y)が別の子(原告X)に対し「私、Yは、A家の相続に関して、A家の三男としての一切の権利を放棄する事をここに確約いたします。」と記載したX宛の本件確約書を作成してXに差し入れていた事案において、Xは、Yが本件確約書によって相続分の放棄をし、あるいはXに相続分の譲渡をし、相続分を失ったと主張し、相続分不存在確認を求める訴訟を提起した。裁判所は、韓国民法上相続分の放棄を認める旨の明文の規定等はなく、本件確約は相続分の放棄とは認められず、文理解釈、その他の証拠や経過から相続分の譲渡とも認められず、無効な相続分の放棄を無効行為の転換として相続分の譲渡があったとの主張だと解しても同転換の主張を認めることは困難である、と判示し、原告の請求を棄却した。

#### (5) 東京地判平成30年3月20日 金法2120号81頁

平成27年(ワ)第9911号 損害賠償請求事件(請求認容)

本件は、インターネット専業での店頭外国為替証拠金(FX)取引等の提供を業とするXが、Yにおいて、XまたはXからFX取引に関する事業を承継したEに取引口座を開設した4名らと共謀の上、約款で禁止されている借名取引を行って利益を上げることによりXに損害を生じさせた旨主張し、共同不法行為による損害賠償請求権に基づき、上記利益相当額合計1100万6000円およびこれに対する遅延損害金の支払を求める事案である。

本判決は、FX取引に係る約款において借名取引が禁止されている趣旨は、マネー・ロンダリング対策、詐欺等の不正の発生に伴うXの信用毀損の防止のみならず、Xが予期しない信用リスクを負担し顧客からの資金回収に困難を来す事態の回避にあるものと解され、このような趣旨に照らせば、同約款に基づき借名取引の相手方となることを拒絶することができるというFX業者の地位は法的保護に値し、同業者の口座を開設して行うFX取引において借名取引を行うことはXに対する不法行為を構成するとした上、本件の各FX取引は、Yが、違法な借名取引であることを認識し、または認識しえたにもかかわらず、これを行い、またはその実行に不可欠の協力をしたものと認められるといえるから、取引口座を提供した4名とともに、Xに対する共同不法行為責任を負うべきものと認めると判示し、Xの請求を全額認容した。

#### (6) 神戸地判平成30年10月17日 判例時報2411号65頁

平成28年(ワ)第284号 建物明渡等請求事件(認容(控訴))

地方公共団体Xが、借上公営住宅の入居者Yに対し、借上げ期間満了に伴い公営住宅法32条1項6号に基づく明渡請求をしたが、Yは、借り受けの際、借上げ期間満了時に明渡をしなければならない旨の同法25条2項所定の通知を受けず、当該通知が明渡請求の要件であるとして争った。

本判決は、同法32条1項6号の趣旨が期間満了により入居者に対して明渡を求める地位にある借上げ公営住宅の所有者の保護を図る趣旨の規定であると解し、一方で、同法25条2項所定の通知は、入居者が借上げ期間満了時に退去しなければならないことについて、心積もりを持っておけるよう、事業主体に通知を義務付けた規定であると解されるとして、通知は明渡請求の要件ではないとして、Xの請求を認容した。

#### (7) 徳島地判平成30年10月18日 判例時報2412号36頁

平成27年(ワ)第180号 損害賠償請求事件 一部認容、一部棄却(確定)

Aの死後に、YがA名義の本件貯金1618万円余をXの同意を得て払戻を受けたが、そのままYが全額を領得したため、亡Aの相続人Xが共同相続人Yに対し、主位的に、準共有持分侵害の不法行為に基づき自己の法定相続分2分の1に当たる809万円余及び弁護士費用の支払を、予備的に不当利得に基づき自己の法定相続分に当たる809万円余等の支払を求めた事案である。

Yは、XがAから受けた特別受益は総額6000万円を超えておりXの具体的相続分は0であるから本件払戻によりXの具体的相続分が侵害されたとは認められないとして争ったが、本判決は、Xが本件貯金の払戻に同意していたから不法行為は成立しないが、Yは、遺産分割協議を経ることなく全額を出金して独占していたからXの準共有持分を不当に利得したものであると認め、不当利得額は、遺産分割審判により特別受益等を考慮して定められる具体的相続分ではなく法定相続分であると解すべきとし、809万円余の支払を命じた。

## (8)福島地判平成30年12月4日 判例時報2411号78頁

平成30年(ワ)第37号 損害賠償請求事件(棄却(確定))

XがX所有の車両に搭載されていたY2社が製造し、Y1社が作成した地図データを収録したカーナビゲーションシステム(以下「カーナビ」という。)が表示したルート案内に従って車両を運転したところ、ルート案内した道路が狭く、草木がせり出していたことから本件車両に損傷が生じたとして、製造物責任法3条又は民法709条に基づき修理費用等の損害賠償請求を求めた事案。

本判決は、カーナビの表示したルート案内は運転者の判断資料の一つに過ぎず、Xが実際の道路状況や車両の車種等の事情を踏まえて道路を走行するか否かを判断しなければならないとして、相当因果関係を否定して請求を棄却した。

## (9)東京地判平成31年1月9日 金法2120号76頁

平成30年(ワ)第11939号 手付金返還請求事件(請求認容)

Xは、不動産販売業等を営むYとの間で、建売住宅を代金7380万円で買い受ける旨の売買契約を締結し、手付金300万円を支払ったものであるが、上記売買契約においては、所定の金融機関に対してローンを申し込んだものの、当該金融機関の承認を得られず、ローン不成立となった場合には売買契約を無条件で解除して手付金の返還を受けられることとする、いわゆる解除権留保型のローン条項が付されていた。Xは、所定の金融機関に対してローンを申し込み、事前審査の承認を得たものの、所定の承認取得期日までに正式審査の承認が得られなかったため、Yに対し、所定の契約解除日までに売買契約の解除の意思表示をし、手付金の返還を求めたところ、Yは、(1)事前審査の承認を得ており、実質的な承認があるというべきであるから、ローン不成立には該当しない上、Xは速やかなローンの申込手続を怠ったから、ローン条項の適用がない旨主張するとともに、(2)解除権の行使は信義則に違反し無効である旨主張し、手付金の返還を争った。

本判決は、(1)Xは、金融機関からローンの事前審査の承認を得たものの、承認取得期日まで正式審査の承認が得られなかったのであるから、ローン不成立に該当する上、Xによる契約の解除は契約解除期日までになされているから、ローン条項の適用要件を満たしており、かつ、(2)Yは、金融機関が事前審査を承認した際、Xに対してその旨の通知をしたのみであり、正式審査のための必要書類や諸手続を伝えた形跡がなく、Xは、そうした書類や諸手続の必要性を認識してからは速やかに正式審査の準備を進めたものと評価できるから、Xの解除権行使は信義則に反しないと判示した。

## 【知的財産】

### (10)最三判令和元年8月27日 裁判所HP

平成30年(行ヒ)第69号 審決取消請求事件(破棄差戻し)

判決文：[http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/888/088888\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/888/088888_hanrei.pdf)

特許に係る発明の進歩性の有無に関し、当該発明が予測できない顕著な効果を有するか否かが争われている事案において、当該特許発明の効果が予測できない顕著なものであることを否定した原審の判断に違法があるとされた事例。

「原審は、結局のところ、本件各発明の効果、取り分けその程度が、予測できない顕著なものであるかについて、優先日当時本件各発明の構成が奏するものとして当業者が予測することができなかったものか否か、当該構成から当業者が予測することができた範囲の効果を越える顕著なものであるか否かという観点から十分に検討することなく、本件化合物を本件各発明に係る用途に適用することを容易に想到することができたことを前提として、本件化合物と同等の効果を有する本件他の各化合物が存在することが優先日当時知られていたということのみから直ちに、本件各発明の効果が予測できない顕著なものであることを否定して本件審決を取り消したものとみるほかに、このような原審の判断には、法令の解釈適用を誤った違法があるといわざるを得ない。」

### (11)知財高判令和元年8月7日 裁判所HP

平成31年(行ケ)第10037号 審決取消請求事件 商標権 行政訴訟 (棄却)

判決文：[http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/883/088883\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/883/088883_hanrei.pdf)

原告は、翼を広げた鷲又は鷹を黒色のシルエットで表した図形部分と、図形内に配置された「KENKIKUCHI」の文字部分とから構成された結合商標について、身飾品等を指定商品とする商標登録出願をしたところ、拒絶査定を受けたため、拒絶査定不服審判を請求したが、特許庁が不成立の審決(本件審決)をしたため、原告は、本件審決の取消しを求める本件訴訟を提起した事案。

本件審決の要旨は、本願商標は、その構成中に他人の氏名を含む商標であるといえ、かつ、上記他人の承諾を得ているとは認められないものであるから、商標法4条1項8号に該当し、登録することができないというものである。

本願商標の構成中「KENKIKUCHI」部分は、「キクチ(氏)ケン(名)」を読みとする人の氏名として客観的に把握されるものであり、本願商標は人の「氏名」を含む商標であると認められる。そして、証拠によれば、「キクチ ケン」を読みとすると考えられる「菊池 健」という氏名の者が、「ハローページ(小樽市版)」に掲載され、同時期に発行された他の地域版の「ハローページ」にも、当該地域に住所を有する者として、「キクチ ケン」を読みとすると考えられる「菊池 健」又は「菊地 健」という氏名の者が掲載されていると認められるところ、かかる事実によれば、これらの「菊池 健」及び「菊地 健」という氏名の者は、いずれも本願商標の登録出願時から現在まで現存している者であると推認できる。

加えて、弁論の全趣旨によれば、原告と上記「菊池 健」及び「菊地 健」とは他人であると認められるから、本願商標は、その構成中に上記「他人の氏名」を含む商標であって、かつ、上記他人の承諾を得ているものではない。

したがって、本願商標は、商標法4条1項8号に該当する。

なお、原告は、本願商標はブランド「ケンキクチ」のロゴとして一定の周知性を有しており、これに接した一般需者者は、ジュエリーデザイナーである「X」及びそのデザインに係る商品のみを想起するものであって、「KENKIKUCHI」部分を「菊地 健」等の「他人の氏名」と理解することはあり得ない旨主張する。

しかしながら、本願商標の外観、我が国における一般的な氏名の表記方法等によれば、本願商標の構成中「KENKIKUCHI」部分は、「キクチ(氏)ケン(名)」を読みとする人の氏名として客観的に把握されるものであることが認められ、この氏名は、原告の氏名に限定されるものではない。仮に、本願商標がブランド「ケンキクチ」のロゴとして一定の周知性を有しているとしても、かかる事実は上記認定を左右するものではない。

したがって、原告の上記主張は採用することができない、として原告の請求は棄却された。

## (12)知財高判令和元年8月29日 裁判所HP

平成30年(行ケ)第10084号 審決取消請求事件 特許権 行政訴訟(棄却)

判決文：[http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/901/088901\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/901/088901_hanrei.pdf)

特許権者である原告が、特許無効審判における特許を無効とする旨の審決の取消しを求めた事案であって、特許法36条6項1号に規定する要件(サポート要件)の判断の誤りを主張したが、本件審決の判断に誤りはないとして原告の請求を棄却した事案。

本件発明1は、アルミニウム缶内にワインをパッケージングする方法の発明であって、アルミニウム缶内にパッケージングする対象とするワインとして、「35ppm未満の遊離SO<sub>2</sub>」と、「300ppm未満の塩化物」と、「800ppm未満の硫酸」とを有することを特徴とするワインを意図して製造するステップを含むものであるから、所定の数値範囲を発明特定事項に含む発明であるといえる。

本件発明1の課題は、アルミニウム缶内にパッケージングした「ワインの品質」が保存中に著しく劣化しないようにすることであり、ここにいう「ワインの品質」は、「ワインの味質」を意味するものと理解できる。そして、本件明細書の発明の詳細な説明には、ワインの品質(味質)が劣化したかどうかは味覚パネルによる官能試験によって判断されることの開示があることが認められる。

本件明細書の発明の詳細な説明には、白ワインの保存評価試験において「許容可能なワイン品質が味覚パネルによって確認された」ワインの保存開始時(「初期」)の塩化物及び硫酸の各濃度についての具体的な開示はなく、仮にこれらの濃度が、本件発明1で規定するそれぞれの濃度(「300ppm未満の塩化物」及び「800ppm未満の硫酸」)の範囲内であったとしても、それぞれの上限值に近い数値であったものと当然には理解することはできないから、上記保存評価試験の結果から、本件発明1の対象とするワインに含まれる塩化物の濃度範囲(300ppm未満)及び硫酸の濃度範囲(800ppm未満)の全体にわたり「ワインの味質」が保存中に著しく劣化しないことが味覚パネルによる官能試験の試験結果により確認されたものと認識することはできないというべきである。また、甲1及び甲43によれば、ワインを組成する一般的な物質のうち、遊離SO<sub>2</sub>、塩化物イオン(Cl<sup>-</sup>)及び硫酸(SO<sub>4</sub><sup>2-</sup>)以外にも、リンゴ酸、クエン酸等の有機酸がアルミニウムの腐食原因となることは、本件優先日当時の技術常識であったことが認められる。

以上によれば、本件明細書の発明の詳細な説明の記載及び本件優先日当時の技術常識から、当業者が本件発明1に含まれる塩化物の濃度300ppm未満及び硫酸の濃度800ppm未満の数値範囲の全体にわたり本件発明1の課題を解決できると認識できるものと認められないから、本件発明1は、サポート要件に適合するものと認められない。

## (13)知財高判令和元年9月19日 裁判所HP

平成30年(行ケ)第10093号 審決取消請求事件 特許権 行政訴訟(棄却)

判決文：[http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/926/088926\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/926/088926_hanrei.pdf)

特許無効審判請求をした原告が、審判請求は成り立たない旨の審決の取消しを求めた事案であって、サポート要件充足性について被告が説明責任を果たしていないこと等を主張したが、原告の請求を棄却した事案。

本件では熱処理前の「亜鉛ベース合金」が「亜鉛ベースの金属間化合物」である場合にもサポート要件が充足されているかどうか争点となっているところ、以下、この争点について、特許権者(被告)の証明責任が果たされているかどうかについて判断する。

本件明細書の記載及び弁論の全趣旨を総合すると、当業者は、本件明細書の記載から、鋼板上に被覆された亜鉛又は「亜鉛ベース合金」の固溶体である亜鉛-アルミニウム合金を熱処理して、亜鉛-鉄ベース合金化合物(金属間化合物)又は亜鉛-鉄-アルミニウムベース合金化合物(金属間化合物)を生じさせ、高い機械的強度を持つ鋼板を製造することができることを認識することができるものと認められる。また、当業者は、本件発明の合金化合物において、亜鉛が共通する主要な成分であるから、本件発明の課題解決には亜鉛が重要な役割を果たしていると認識するものと認められる。

そして、本件出願時から、ニッケルは亜鉛と合金を形成して鋼板の被膜を形成すること及び亜鉛-ニッケル合金メッキは優れた耐食性を有することが知られていたから、当業者は、ニッケルがマイナー成分として加えられても本件発明の課題解決には影響はなく、上記のように亜鉛が重要な役割を果たしていると認識するといえる。そうすると、本件明細書の記載に接した当業者は、鉄の拡散が進んで異なる金属間化合物が生じるという技術常識も踏まえて、熱処理前の「亜鉛ベース合金」が、亜鉛-ニッケルの金属間化合物やそれに更にアルミニウムや鉄を含む金属間化合物であっても、それらの組成、熱処理の温度や時間を適宜調節して、亜鉛-鉄ベースの合金化合物又は亜鉛-アルミニウム-鉄ベースの合金化合物を生じさせ、高い機械的特性を持つ鋼板を製造できると認識することができるものと認められる。

以上からすると、当業者は、本件明細書の記載と本件出願時の技術常識とに基づいて、本件明細書の実施例2で開示された亜鉛重量50%-アルミニウム重量50%の合金以外の「亜鉛ベース合金」として、亜鉛-鉄金属間化合物、亜鉛-鉄-アルミニウム金属化合物、亜鉛-ニッケル金属間化合物及びそれにアルミニウムや鉄が加わった金属間化合物等を想起し、これらからなる鋼板上の被覆を熱処理することによって亜鉛-鉄ベース合金化合物(金属間化合物)又は亜鉛-鉄-アルミニウムベース合金化合物(金属間化合物)を生じさせて本件発明に係る課題を解決できることを理解することができ、そのことを被告は証明したと認めることができる。

#### (14)大阪地判令和元年8月29日 裁判所HP

平成29年(ワ)第8272号 損害賠償等請求事件 意匠権 民事訴訟 (認容)

判決文: [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/911/088911\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/911/088911_hanrei.pdf)

被告がそうめん流し器「素麺物語」(被告商品)を販売等した行為に関し、原告は、被告商品の意匠(被告意匠)は原告の意匠権(本件意匠権)に係る意匠(本件登録意匠)に類似するものであり、被告の行為は本件意匠権を侵害するとして、被告に対し、被告商品の製造、販売の差止め等を求めた事案。

本件登録意匠は、流しそうめんを楽しむことができる構成としてルール部及びトレイ部のいずれをも備えるという点で、その意匠登録出願の出願前にそれぞれ存在したウォータースライダー型及び流水プール型の各そうめん流し器の構成を組み合わせたことに特徴があり、これは、公知意匠には見られない新規な特徴といえる。また、需要者は、そうめんの流れ方やすく取りやすさに関心を持つ以上、本件登録意匠の構成態様のうち、水路部のうちのルール部と回転器を有するトレイ部とが結合して成る形状に注目すると考えられる。

以上によれば、公知意匠の存在を参酌しても、需要者は、本件登録意匠のうち、水路部のルール部と回転器を有するトレイ部とが結合して成る形状に注目すると認められる。すなわち、このような形状をもって要部と見るのが相当である。

そして、本件登録意匠及び被告意匠を対比すると、両意匠は要部を共通にし、需要者に対し、本件登録意匠の意匠登録出願前に存在したウォータースライダー型及び流水プール型のそうめん流し器とは異なり、両者を組み合わせた新たなタイプのそうめん流し器であるという共通の印象を与えた上で、全体的に同様の形状をも備えているという印象を強く与えている。したがって、被告意匠は、本件登録意匠に類似するものと認められる。

そうすると、被告による被告商品の販売等の行為は、本件意匠権を侵害するものである、として原告の請求は認容された。

#### 【民事手続】

#### (15)最二判令和元年9月13日 裁判所HP

平成30年(受)第1874号 請求異議事件(破棄差戻)

判決文: [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/916/088916\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/916/088916_hanrei.pdf)

(裁判要旨)

国営諫早湾土地改良事業としての土地干拓事業を行う国が、佐賀地裁及び福岡高裁の各確定判決において排水門の開放を求める請求が一部認容された漁業組合の組合員Xらに対し、確定判決による強制執行の不許を求める請求



異議訴訟において、前訴口頭弁論終結時に存在した共同漁業権から派生する漁業行使権に基づく開門請求権が消滅したことのみにては当該確定判決に対する請求異議事由とはならないとして原判決を破棄し差戻した事例。

(理由)

当該確定判決は、平成20年6月及び平成22年12月にされたものであり、かつ、その既判力に係る判断が包含されることとなる主文は要旨「判決確定の日から3年を経過する日までに開門し、以後5年間にわたって開門を継続せよ」というものであるから、本件各漁業権の存続期間10年の末日である平成25年8月31日を経過した後に確定判決に基づく開門が継続されることをも命じていたことが明らかである。さらに、前訴において、Xらは、もともと潮受堤防の撤去や各排水門の即時開門を求めていたのであるから、将来発生するであろう共同漁業権等について明示的な主張がなくても不自然ではない。そうすると、当該確定判決を合理的に解釈すれば、当該確定判決は、本件各漁業権が存続期間の経過により消滅しても、本件各組合に同一内容の各共同漁業権の免許が再度付与される蓋然性があることなどを前提として、同年9月1日頃に免許がされるであろう本件各漁業権と同一内容の各共同漁業権から派生する各漁業行使権に基づく開門請求権をも認容したものであると理解するのが相当である。

## 【刑事法】

### (16) 最一決令和元年6月25日 判例タイムズ1462号25頁

平成30年(し)第146号 再審開始決定に対する即時抗告棄却決定に対する特別抗告事件(原々決定及び原決定取消自判)

判決文：[http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/758/088758\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/758/088758_hanrei.pdf)

いわゆる大崎事件について、O教授の法医学見地からの意見(O鑑定)並びにM教授及びN教授の供述心理学的見地からの死体遺棄の共犯者の妻の供述に関する鑑定(M・N鑑定)の新証拠が無罪を言い渡すべき明らかな証拠に当たるとして請求人により第三次再審請求がなされ、鹿児島地裁が再審開始を決定し、福岡高裁宮崎支部もその結論を支持したが、最高裁は、被害者の死因は窒息死ではなく、出血性ショックである可能性が極めて高いとしたO鑑定について、従来の白鳥事件等をはじめとする最高裁判例によれば、これを無罪を言い渡すべき明らかな証拠に当たるとした原決定の判断には刑訴法435条6号の解釈適用を誤った違法があり、O鑑定及びM・N鑑定がそのような証拠に当たるとした原々判決の判断にも同様の違法があるといわざるを得ず、これらの違法が決定に影響を及ぼすことは明らかであるとして、刑訴法411条1号を準用して原々決定及び原決定を取り消し、同法447条1項により本件再審請求を棄却した。

### (17) 東京高決令和元年7月31日 裁判所HP

平成23年(お)第6号 再審請求事件(再審請求棄却)

判決文：[http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/898/088898\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/898/088898_hanrei.pdf)

(事案)

被告人(以下「A」という。)は、昭和24年7月15日、三鷹駅で電車を脱線させ、もって6名を轢死せしめた行為で起訴され、第1審判決において、無期懲役に処せられた。(なお、共犯者は共謀が認められず、無罪。)第1審判決に対し、A及び検察官が控訴し、控訴審はAを死刑に処した。(なお、共犯者に関する検察官の公訴は棄却。)A及び検察官は上告したが、上告は棄却され、控訴審判決が確定した。

Aは、昭和31年、東京高等裁判所に対し、再審を請求したが、昭和42年死亡したため、死亡により終了した旨の決定がされた。

平成23年11月10日、Aの長男が請求人として、本件再審請求を申し立てた。弁護人は、確定判決は、Aの単独犯行の自白供述を柱として事実認定しているが、犯人は複数いる可能性があるとして指摘し、B教授の鑑定書、意見書等を提出した。

(判旨)

弁護人が提出した証拠は、確定審において取り調べられた全証拠と併せて総合評価しても、確定判決の事実認定に影響を及ぼし、これに合理的な疑いを抱かせるものとはいえず、被告人に対して無罪を言い渡すべき証拠とは認められないから、再審事由(刑訴法435条6号)があるとはいえない。

よって、本件再審請求を棄却する。

## 【公法】

### (18) 大阪高判平成30年10月19日 判例時報2410号3頁

平成30年(行コ)第21号 通知処分取消等請求控訴事件(一部取消・請求認容(上告受理申立て))

消費者金融業を営む会社が、利息制限法所定の制限利率を超える利息及び遅延損害金にかかる収益の額を益金の額に算入して確定申告をしていたところ、同社につき破産手続が開始し、同手続において多額の過払金返還請求権が破産債権者表に記載されることにより確定したことを理由に、破産管財人が、国税通則法23条1項2号に基づき、破産会社の過



年度の決算を遡って減額修正する会計処理をし、過年度の法人税にかかる課税標準等又は税額等につき各更正をすべき旨の請求を行ったが、更正すべき理由がない旨の各通知処分を受けたため、同処分の一部取消(法人税額合計5億円の範囲での取消)等を求めた事案。

原審(大阪地裁平成30年1月15日判決・判例時報2410号15頁掲載)は、企業会計原則における前期損益修正によって、不当利得(過払金)返還義務にかかる損失が生じた日の属する事業年度において当該損失を損金の額に算入する方法によって処理するのが公正処理基準に従ったものというべきであり、このような処理をしないで本件各事業年度の益金の額を減算すべきではないから、本件各事業年度の税務申告に誤りはないなどとし、各通知処分を適法とし、請求を棄却した。

控訴審は、破産管財人が、破産会社の過年度の決算を遡って減額修正する会計処理をしたことは、法人税法22条4項所定の公正処理基準に合致し是認されるべきであったから、過年度の確定申告が国税に関する法律の規定に従っていなかったことにより納付すべき税額が過大であったことになるとして、国税通則法23条1項1号に該当する、と判示し、過払金返還債務が確定判決と同一の効力を有する破産債権者表に記載されることにより、破産会社に生じていた経済的成果が失われたか又はこれと同視すべき状態に至ったと解すべきであり、本件申告にかかる課税標準等又は税額等の計算の基礎となった事実と異なることが確定したというべきである(国税通則法23条2項1号)とし、更正請求には理由があり、各通知処分はいずれも違法であると判断して、原判決を取り消し、破産管財人の請求を認容した。

## 【社会法】

### (19) 最一決平成29年12月25日 判例タイムズ1462号36頁

平成29年(医へ)第20号,平成29年(医へ)第22号 心身喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律による医療の終了の申立て及び退院の許可の申立て各棄却決定に対する各抗告棄却決定に対する再抗告事件(取消差戻)

判決文：[http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/355/087355\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/355/087355_hanrei.pdf)

対象者が心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律42条1項1号による入院決定を受けた約半年後に、指定入院医療機関の管理者が同法49条1項の退院許可を申立てた事案において、原々審が当該申立てを棄却し原審もその判断を是認したため、管理者が再抗告を申立てた。

最高裁は、同法の再抗告事件において、同法70条1項所定の理由が認められない場合であっても、原決定に同法64条所定の抗告理由が認められ、これを取り消さなければ著しく正義に反すると認められるときは、職権により原決定を取り消すことができるとしたうえで、本件では、治療可能性が認められないという管理者の意見を、必要に応じた適宜の調査を行うことなく、また、入院決定時の判断を当該意見に優先させるべき理由を十分に説明することもなく直ちに排斥したなどの事情の下では、申立てを棄却した原々決定及び原決定には、同法51条1項の解釈適用を誤り当該意見の合理性・妥当性の審査を尽くすことなくこれを排斥した点で、審理不尽の違法があるとして、これを取消して本件を差し戻した。

### (20) 東京地判平成29年6月27日 判例タイムズ1462号119頁

平成28年(行ウ)第135号 措置命令取消請求事件(請求棄却,確定)

本件は、茶の製造及び販売等を業として営む事業者である原告が、その販売する原材料の大部分が外国産のブレンド茶である各商品の包装に、「阿蘇の大地の恵み」との記載及び原材料名を列挙した記載並びに風景のイラスト等(一部の商品については「大阿蘇万能茶」の商品名の記載)の表示をしていたことにつき、消費者庁長官から、実際には本件各商品の原材料の大部分が外国産であったにもかかわらず、あたかも本件各商品の原材料が日本産であるかのように表示したもので、不当景品類及び不当表示防止法(平成26年法律第118号による改正前のもの)4条1項1号に定める「商品・・・の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示す表示に当たるとして、同法6条に基づき、本件各表示が景品表示法に違反するものであることを一般消費者に対し周知徹底すること等を命ずる措置命令を受けたため、その取消しを求めた事案であり、本判決は、本件各表示を優良誤認表示に該当するものと認め、本件措置命令を適法と判断した。

### (21) 東京地判平成30年1月12日 判例タイムズ1462号160頁

平成27年(ワ)第32243号 地位確認等請求事件(一部認容,一部訴え却下)

Y設置大学の教授であるXの同大学の職員等に対する言動につき、相手に不快感を与える目的、わいせつな意図及び性欲等を満たす動機が存しないこと、相手方が明確に不快感を示す等のことをしていないことが直ちにセクハラを否定する事情には当たらず、悪ふざけという動機は酌量に値しないとして、一部を除き、懲戒事由たるセクハラに該当するとされたが、懲戒事由の内容その他の情状、Yでの情状判断の過程等を総合的に検討し、免職は客観的に合理的

な理由を備え、社会通念上相当なものとはいうには足りず、改めて免職以外の懲戒又は人事上の措置を講じるべきであるとして、免職は無効と判断された。

## (22)札幌地判平成30年12月14日 判例タイムズ1462号147頁

平成29年(行ウ)第31号 不当労働行為救済命令取消請求事件(請求棄却,控訴)

被告補助参加人(原告の組合員が就業している会社)による原告(労働組合)の組合員に対する残業、公休出勤(シフト上休日とされた日に出勤すること)及び勤務時間変更の制限が労働組合法7条1号及び3号の不当労働行為に当たるとして、原告がした救済の申立てを北海道労働委員会が棄却する命令には、上記各号の判断を誤った違法があると主張して、原告が、被告に対し、当該命令の取消しを求めた事案において、本件では、会社の従前の賃金規定は基本給のほか時間外手当等を支給するもので、また、時間外勤務に該当する時間を予め定めたものであったこと、会社は基本給を歩合給とすることなどを内容とする新賃金規定に係る協定を締結しようとしていたこと、会社には原告のほか3つの労働組合があり、当該3つの労組は順次協定を締結したが、原告は協定締結を拒んだという事情があり、本件では新たな賃金体系に係る協定を締結しなかった原告の組合員に対して行われた本件取扱いの労働組合法7条1号及び3号の各不当労働行為該当性が争点となったが、本判決は、会社は原告の組合員に対し、新賃金規程に同意しない原告に所属する者であることを理由として不利益な取扱いをする意図の下で本件取扱いをしたものではないし、会社が本件取扱いの対象としたのは新賃金規程に同意しない者であり、労働組合の加入者であるか否かに着目したものでないから、会社が本件取扱いの実施により原告の組合員が原告を結成又は運営することを支配し又はこれに介入したと認められないとし、原告の請求を棄却した。

## (23)水戸家決平成30年5月28日 判例時報2411号82頁

平成30年(家)第122号 児童福祉法28条1項申立事件(認容(確定))

児童相談所長Aが児童福祉法28条1項に基づき、事件本人Bの児童心理治療施設への入所を承認するよう求めた事案において、利害関係参加人である実父C及び養母Dによる虐待は認められないが、Bが自閉症スペクトラムの傾向にあり、感受性が極めて敏感であり、他方、C及びDは、Bの恐怖や心的外傷を理解しないままBと接する可能性が高いとして、C及びDにBを監護させることは著しくBの福祉を害するとして申立てを認容した。

### 【紹介済み判例】

最一判平成30年7月19日 判例時報2411号124頁

平成29年(受)第842号 未払賃金請求事件(破棄差戻)

法務速報207号22番にて紹介済み

さいたま地裁越谷支部判平成30年7月31日 判例時報2410号70頁

平成29年(ワ)第12号 所有権持分移転登記抹消請求事件(却下(確定))

法務速報216号6番にて紹介済み

大阪高決平成30年10月11日 判例時報2412号23頁

平成30年(ラ)第835号 婚姻費用分担審判に対する抗告事件 変更(確定)

法務速報219号5番にて紹介済み

最二判平成30年12月21日 判例時報2410号28頁

平成29年(受)第1793号 損害賠償請求事件(破棄自判)

法務速報213号20番にて紹介済み

最二判平成31年1月18日 金法2120号70頁

平成29年(受)第2177号 執行判決請求事件(破棄差戻)

法務速報213号12番にて紹介済み

判決文：[http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/253/088253\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/253/088253_hanrei.pdf)

東京高判平成31年1月23日 判例時報2412号92頁

平成29年(う)第521号 業務上過失致死被告事件 破棄自判(確定)

法務速報214号20番にて紹介済み

判決文 : [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/398/088398\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/398/088398_hanrei.pdf)

最三判平成31年3月5日 判例タイムズ1462号20頁  
平成30年(受)第234号 損害賠償等請求事件(破棄自判)  
法務速報215号2番にて紹介済み

判決文 : [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/462/088462\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/462/088462_hanrei.pdf)

最一判平成31年3月7日 判例タイムズ1462号13頁  
平成29年(受)第1372号 売買代金請求本訴,損害賠償請求反訴事件(破棄差戻)  
法務速報215号3番にて紹介済み

判決文 : [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/472/088472\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/472/088472_hanrei.pdf)

最三決平成31年3月13日 判例タイムズ1462号33頁  
平成31年(シ)第113号 鹿児島号接見等禁止の裁判に対する準抗告棄却決定に対する特別抗告事件(原決定取消差戻)  
法務速報215号19番にて紹介済み

判決文 : [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/525/088525\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/525/088525_hanrei.pdf)

最一判平成31年3月18日 判例タイムズ1462号10頁  
平成29年(受)第1908号 保有個人情報開示請求事件(破棄自判)  
法務速報216号1番にて紹介済み

判決文 : [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/528/088528\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/528/088528_hanrei.pdf)

最一判平成31年3月18日 判例タイムズ1462号5頁  
平成29年(受)第1492号 損害賠償請求事件(破棄自判)  
法務速報215号20番にて紹介済み

判決文 : [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/527/088527\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/527/088527_hanrei.pdf)

## 2. 令和元年(2019年)9月20日までに成立した,もしくは公布された法律

種類	提出回次	番号
法律名及び概要		

該当法律なし

### 3.9月の主な発刊書籍一覧（私法部門）

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

は後記に解説あり

西村 康正 濱口 博史/編 青林書院 376頁 5,280円

最新青林法律相談27 土地賃貸借の法律相談

東京弁護士会弁護士研修センター運営委員会/編 ぎょうせい 339頁 4,070円

弁護士専門研修講座 民事信託の基礎と実務

松嶋 隆弘/著 ぎょうせい 253頁 2,970円

法務と税務のプロのための改正相続法徹底ガイド 令和元年施行対応版

二宮 周平 松本 康之/監修 協議離婚問題研究会/編 日本加除出版 270頁 3,520円

無断離婚対応マニュアル 外国人支援のための実務と課題

吉田 修平 森川 紀代/編著 青林書院 342頁 4,400円

相続法改正 新しい相続実務の徹底解説 概説と事例QA

中村 真/著 学陽書房 266頁 3,520円

若手法律家のための民事尋問戦略

## 4.9月の主な発刊書籍一覧 (公法・その他部門)

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

は後記に解説あり

樋口 一磨/著 日本加除出版 259頁 3,190円

ポイントがわかる!国際ビジネス契約の基本・文例・交渉

山梨県弁護士会/編集 ぎょうせい 282頁 3,300円

セクハラ・パワハラ・マタハラ・アカハラ・モラハラ

Q&Aハラスメンをめぐる諸問題

牛嶋 和田 藤津法律事務所 第一法規 243頁 3,300円

社員の問題行為への適性な対応がわかる本 初動対応から懲戒処分等・再発防止策の実行に至るまで

酒井 克彦/編著 ぎょうせい 247頁 2,860円

改正入管法対応 キャッチアップ 外国人労働者の税務

長谷川 俊明/編著 江川 淳 前田 智弥/著 中央経済社 223頁 3,080円

個人情報保護・管理の基本と書式

日弁連知的財産センター 弁護士知財ネット/監修 青林書院 496頁 6,600円

最新青林法律相談 23 農林水産関係知財の法律相談

日弁連知的財産センター 弁護士知財ネット/監修 青林書院 424頁 5,940円

最新青林法律相談 24 農林水産関係知財の法律相談

eスポーツ問題研究会/編 民事法研究会 172頁 2,420円

eスポーツの法律問題Q&A プレイヤー契約から大会運営・ビジネスまで

リード総合法律会計事務所/編著 第一法規 396頁 3,740円

モデルケースでわかる 弁護士のための財産承継における税務問題の基礎

別城 信太郎/編著 山浦 美卯 山浦 美紀 西本 杏子 別城 尚人/著 新日本法規 358頁 3,960円

Q&A同一労働同一賃金のポイント 判例・ガイドラインに基づく実務対応

## 5. 発刊書籍<解説>

「弁護士専門研修講座 民事信託の基礎と実務」

民事信託の基本的事項の解説ののち,具体的な事例に添って解説されている。契約書の文例も掲載されており,民事信託と他の制度の比較も解説されている。担当する事案において民事信託制度を選択するか検討する際にも役に立つ本である。

「ポイントがわかる!国際ビジネス契約の基本・文例・交渉」

実務上よくある契約類型について,条項例が英文,日本語翻訳付きで掲載されており,注意点が解説されている。契約当事者双方の立場に応じた具体的な条項例が解説されており,実務で参考になる本である

(C) Copyright 公益財団法人 日弁連法務研究財団 掲載記事の無断転載を禁じます。